

平重盛の母とその一族

曾我 良成

はじめに

驕れる者として平氏を描く『平家物語』において、権勢の象徴として描かれる平清盛と対照的に穏やかな理性的人物として描かれる人物が、清盛の嫡男平重盛である。

この時期の人物については平清盛を代表に『平家物語』のイメージ・印象があまりに強烈であるために、その実像の検討はあまりなされてこなかった。日本史教科書の平氏の時代の囲い込み史料として『平家物語』が掲げられる違和感は、歴史学者からもあまり聞こえてこない。

先に私は『物語がつくった驕れる平家』において、傲慢な平氏像はそのほとんどが『平家物語』による虚像であり、また平氏に傲慢という固定観念が日本人に増幅されてきたことを明らかにしてきた。一方で、傲慢な平氏の対極に置かれた平重盛像も史料に即して検討する必要がある。本稿は、そのような作業の基礎として平重盛の生母「高階基章女」と父清盛の婚姻、当時の高階氏の状況などを明らかにすることを目的としている。

一 平重盛の母高階基章女と関白藤原忠実の落胤

1 関白藤原忠実の落胤

平重盛の母である高階基章の妻については、次のような興味深い史料の存在が指摘されている。

『台記』康治元年(一一四二)六月七日戊辰
依恒例欲奉拜北斗心懶停了、後聞僕姊妹去三日死去、靈驗揭焉事也、抑件姊妹者同父異母也、内有得選、名曰況字曰不劣、往年禪閣密通之時有夫、名曰基章、字曰高藏人(先年在余許)、児(況)生女稱禪閣子、禪閣不爭子養、尚疑非吾子、翌日參字治、申北斗拜止由、禪閣流涙曰、年來疑吾子否也、今即知吾子矣、

まず、だいたいの意味を取っておこう。

恒例の北斗拝を行おうと思ったのだが、なんとなく気が進まずやめてしまった。あとで聞いたことなのだが、私の姉妹が去る三日に死去していた。靈驗がはっきり示されたと言つて良い。そもそも、その女性と同じ父(忠実)で母が異なっている。内裏御厨子所の女官である得選に、名を況、字を不劣

という者がいた。以前、禪閣（藤原忠実）が彼女と密通していた時には夫があつた。（夫の名は基章、字は高藏人という（先年私に仕えていた者である）。況は娘を産み、禪閣の子であると言つた。禪閣は（真偽を争わず）として養つていたが、なお自分の子ではないかもしれないと疑つていた。翌日（私が）宇治に行き北斗拝をやめたことを申し上げたところ、禪閣は涙を流して「年来、我が子ではないかもしれないと疑つていたが、今、我が子であると確信した」と言つた。

「得選」の地位にある高階基章の妻「況」という女性と禪閣藤原忠実の密通の末に生まれた子（頼長の姉妹）が居たというスキヤンダラスな記事である。以後、この密通によつて生まれた女子を「落胤」と呼ぶ。

貴族の男性が内裏内の女官のもとに通うことはままあつたようで、

『看聞日記』応永二八（一四二二）年十月十一日条に

此間隆盛朝臣自禁・仙有勅勘被止出仕、仍父卿令勘当云々、濫傷（觴）内裏得選蜜（密）通、一両人生子了、及度々間嚴密御沙汰云々とある。当時二四歳の四条隆盛が宮中の「得選」と密通し子を二人なしていることを、「禁」||称光天皇、「仙」||後小松上皇、「父」||四条隆直から咎められている。

さて、高橋昌明氏はこの頼長の姉妹である「落胤」こそ、重盛の母である「基章女」その人、つまり清盛の妻とは忠実の落胤であつたとしたのである⁵⁰。もし、これが事実であるならば、平重盛は白河上皇の落胤であるという説のある平清盛と、関白藤原忠実の落胤の可能性がある母との間に生まれた劇的な男子ということになるのだが、果たしてそれは事実であろうか？

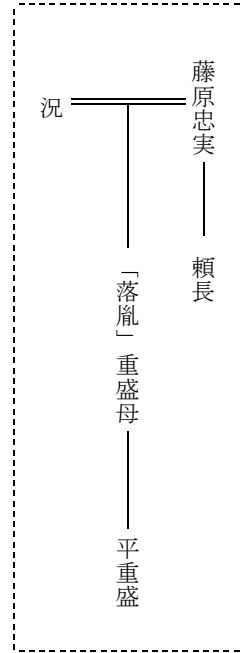
「落胤」が「重盛母」と同一人物かどうか、先行研究もこれについて検討している。ここで問題になるのは「況」が忠実と密通をして娘を産んだ時期だが、高橋氏は保安元（一一二〇）年以前と指摘している。忠実は保安元年十一月十二日⁵¹、白河院によつて文書内覧の特権を停止され、事実上関白の職を罷免されて、それ以降、宇治に籠居したと考えられるからである。基章の妻「況」は宮中の御厨子所の女官「得選」であつたため、通うのが可能なのは保安元年以前（厳密に言えば保安二年出産の可能性もゼロではない）ということになる。康治元年（一一四二）に亡くなつたとすればそのとき二二歳、それまでに清盛と婚姻し、保延四（一一三八）年に一八歳で重盛を出産し続いて次男基盛等を出産しても年齢的にはおかしくはない。このことから、高橋氏は両者の結び付きには年齢的には無理がないとし、「この女性が重盛の母親だという推定には、相当以上の可能性がある」と主張するのである。

一方、これに対しては元木泰雄氏の批判がある。『台記』には「彼女の宮仕えや夫のことには触れられておらず、その筆致は幼女の死去を示唆するように思われる」と指摘する。また、況が女官であつたため、密通は保安元年以前のことであつたとする点についても、「況が一貫して女官であつたか否かも不明で、娘を二〇歳以上とする説にはには賛同できない」と論じている⁵²。

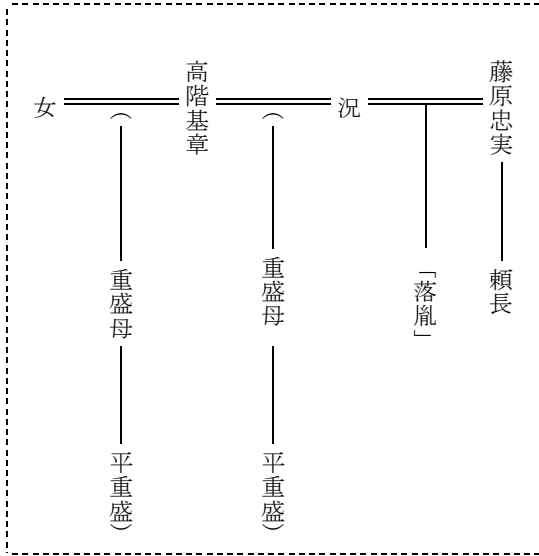
樋口健太郎氏は、基本的には元木氏の説に賛意を示し、さらに、況の娘が没したとき、清盛は従四位下肥後守の地位にあつたので、「彼女が清盛の妻で、重盛の母であるのであれば、『台記』がこのことについて何も触れていないのは、不自然と言わざるを得ない」と主張した。清盛が結婚したのは、頼長の異母妹である女性の姉妹である別の女性であると結論づけられている⁵³。

以上、重盛の母である「基章女」について、以下の系図の如く

① 「況」が産んだ忠実の落胤女性（高橋説）



② 「落胤」とは別の高階基章の女（娘）（元木説・樋口説）



という二説が先行研究にあることを確認した。

2 密通の時期・・・「往年」

②説と一括りにしたものの、元木・樋口両氏には微妙な違いがある。

元木氏は前掲『台記』の記述を「幼女の死去を示唆する」ように思われるとし、樋口氏は「娘が幼女であったか成人していたかという点はともあれ」と慎重に保留をしつつ「清盛の妻が忠実の落胤そのものでなかったとしても、忠実に愛された況の娘である可能性は高い」としている。

まず、元木氏は「幼女の死去を示唆する」と『台記』記述について指摘している。たしかに、「落胤」について地位や夫について何も触れていないのは事実であり、それを書くべき地位や夫がないという状況と理解し、そこから「幼女」という示唆を読み取ることは出来る。ただ、記述についていふのであれば「往年禪閣密通之時」という部分についても注意を払うべきであろう。「往年」とは、辞書的には「過ぎ去った年。むかし。先年。」（小学館『日本国語大辞典』）ということだが、記録された時点からどれくらいかの「むかし」なのかは明確ではない。そこで、古記録での「往年」用例を検討してみよう。

(ア)

『中右記』寛治七（一〇九三）年正月十九日条には「陽明門・二条院、院号之前往年有御出家」とある。陽明門院と二条院は院号宣下の前「往年」に出家していたというのである。二人の女院が、院号宣下の何年前に出家していたかを記録で確認してみる。

陽明院(禎子内親王)	寛徳二(一〇四五)年出家
二条院(章子内親王)	治暦五(一〇六九)年院号宣下 ↓二四年前
	延久元(一〇六九)年 落飾
	延久六(一〇七四)年 院号宣下↓五年前

則ち、五年前も二四年前も「往年」と観念されていたことになる。

(イ)

『中右記』嘉保二（一〇九六）年四月廿四日条には「聞此卯時許蔵人兵部大輔兼木工頭藤通輔卒去（年卅六）之由、通輔者左京大夫公房一男也、母故通任之女、往年父卿辞相公申補五位蔵人」とある。藤原通輔の死亡記事だが、その経歴に「往年父卿辞相公申補五位蔵人」とある。父である藤原公房が参議を辞任する代わりに通輔を蔵人頭に任じたのは「往年」だということである。記録を確認すると、『公卿補任』寛治五（一〇九二）年「参議藤公房」の項に「八月日辞三木、以男通輔申補五位蔵人」とある。つまり、五年前を往年と観念しているのである。

(ウ)

『中右記』承德二（一〇九八）年八月廿四日条には「頭季朝臣二男家保、往年十三補侍中、希有例也」とある。藤原家保が「侍中」すなわち蔵人に任じられたのが「往年」ということなる。記録を調べてみると、『公卿補任』長承元五（一一三三）年「非参議藤家保」の項に「同（寛治）八年（略）六月十五 補蔵人」とある。この場合の「往年」は、三五年前のことである。

(エ)

『山槐記除目分類』安元三（一一七七）年正月廿四日条には「往年間申九条大相国、被答曰、有兩説」とある。「往年」ある公事について九条大相国「藤原伊通に質問をしたときの回想である。記録を調べてみると、『公卿補任』長寛三（一一六五）年「太政大臣藤伊通」の項に「二月三日依病上表辞職 同十一日出家 十五日薨」とある。この質問は、長寛三年以前に行われたことになるので、この場合の「往年」は、一二年以上

前のことである。

(オ)

『山槐記』元暦元（一一八四）年八月十一日条には「法成寺塔、此左大弁為隆往年為遠江守之時、任遠江所造管也」とある。藤原為隆が遠江守であった時が「往年」であるという。記録を調べてみると、『公卿補任』保安三（一一二二）年「参議藤為隆」の項に「元永二正十八兼遠江守・保安二十二辞遠江守」とある。為隆は元永二年（一一一九）年に遠江守に任じられ、保安二年（一一二二）年に辞任している。この場合の「往年」は、六三年以上前のことである。

煩雑になるので用例の検討は五例に留めるが、「往年」について、五年から六〇年前を指す事が確認できた。

では、二、三年前は「往年」と観念されないのだろうか。『中右記』嘉保二（一〇九五）年三月十二日条の「石清水行幸点地」の記事のなかに、「往年被用山崎路、從院中程被用淀路也、当時最前已被用淀路了」という記述がある。行幸のルートが「往年」＝山崎經由、「当時最前」＝淀經由というのである。この件については同記の同年三月五日条に「行幸浮橋先例偏被用山崎、而從院中程被用淀津、当時初行幸又被用淀」とある。「当時」＝堀河天皇の初度の石清水行幸は「初有行幸石清水」（『中右記』寛治二年三月九日条）とあるように、寛治二（一〇八八）年のことである。少なくとも七年前のことは「往年」には含まれていない。すなわち「往年」とは、ここ二、三年という最近の過去を通常は指す言葉ではないということがは確認できよう。

言葉の使用に法的規制が有るわけではないので、厳密に使い分けていくわけではないと思うが、「往年」とは「当時」（＝現在）とある程度の時

間的感觉を以て隔てられる過去のことを言っているようである。用例を検討すると、「往年」とは二三年の過去ではなく。用例の検討からも短くても五年程度の時間的経過を経た過去を表現する言葉であったことがわかる。

以上、「往年」という言葉の用例の検討から、禅閣藤原忠実が「況」と密通していたのは五年ほど以上前と考えることが出来る。ということは「落胤」は五歳以上と考えることが妥当となる。

3 「重盛母」Ⅱ「落胤」の可能性

【第一表】		関係者年齢表			
西暦	事項	重盛母	落胤	況	忠実
一〇九八	況 誕生			0 ?	20
一一一八	重盛母誕生	0 ?		20 ?	
一一三七	落胤誕生		0 ?	39 ?	59
一一三八	重盛誕生	20 ?		40 ?	60
一一四二	落胤死去		5 ?	44 ?	64

さて、②樋口説では、況は「落胤」と「重盛母」の二人を産んだことになる。そこであくまで仮定に基づく推論ではあるが、況の出産年齢について考えてみたい（非常に乱暴な仮定ではあるが女性の出産年齢を便宜的に二〇歳と仮定する）。一一三八年に「重盛母」が二〇歳で重盛を出産したと仮定すると、「重盛母」の生まれはその二〇年前の一一一八年となる。さらに「況」が「重盛母」を産んだのを一一一八年Ⅱ二〇歳の時と仮定すると、「況」自身の誕生は一〇九八年頃となる。②元木説では

「落胤」は「幼女」で死亡した推定しているの、仮に五歳で死亡したと仮定すると「落胤」の誕生は一一四二年の『台記』の死亡記事の五年前、つまり一一三七年頃となる。仮定に仮定を重ねた計算ではあるが、そのとき「況」は三九歳となる。まったくあり得ないかという、可能性はゼロではない。ただし、五九歳の宇治に滞在中の忠実が、三九歳の宮中の人妻の所に通い、子をなすというのは、なかなか想定しづらいのではないだろうか？

一一四二年に生まれた落胤が五歳の「幼女」であったと仮定すると、「況」はそのとき約四〇歳ということになり、当時としてはあまり考えられない年齢となる。「況」が二〇歳代で「落胤」を出産したとすると、一一一八年に「重盛母」を産むことは不可能となる。樋口説のように、「況」が「重盛母」の両方を産んだ母親であるという可能性は極めて低いということになる。

もっとも、この「二〇歳で出産」という仮定を「一五歳で出産」という仮定に変えて計算すると、「況」が「落胤」出産時は三一歳ということになり、可能性は高まってくる。

第二表 皇室女性の初産年齢		
人物	初産の子	初産年齢
待賢門院	顕仁親王(崇徳)	一九歳
源 懿子	守仁親王(二条)	二八歳
美福門院	叡子内親王	一九歳
建春門院	憲仁親王(高倉)	二〇歳
建礼門院	言仁親王(安徳)	二三歳
七条院	守仁親王	二二歳
宜秋門院	昇子内親王	二二歳

ただし、当時の皇妃の初産年齢を調べてみると二〇歳前後がほとんどで、一五歳という例は当該期には見られない。もちろん、皇妃と貴族層の女性の初産年齢が同じ程度であったかは、皇室の特殊性などを考えると即断は出来ないが、逆に全く二〇歳前後からかけ離れていたとする積極的根拠もまた全くない。であるならば、「況」や「重盛盛母」の出産年齢に関する仮定を二〇歳としたことは、それほど、妥当性を欠く訳ではないものと考ええる。

次に、①説「落胤」が「重盛母」の母だとする高橋説の妥当性を考えてみよう。

高橋氏の主張を引用しておく。

忠実が「年来わが子や否やを疑ふ」と述べているところからも、密通事件はだいぶ昔の話だったようだ。ラッキーなことに、忠実は保安元（一一二〇）年一月白河法皇の逆鱗にふれ、翌年正月関白を辞し、宇治での長い逼塞生活に入ったという事実がある。謹慎中に御厨子所の女官と密通に及ぶ、という離れ業を演ずるのも絶無とはいえないだろうが、白河院が亡くなった後も、まだ「前関白住京の件、然るべからず」（『長秋記』大治五年正月二〇日条）といわれるほどだから、常識的にいって、事件は保安元年以前に起こったと考えてよい。

となると、頼長の異母姉妹である況の娘は、重盛の生まれた保延四（一一三三）年には、いちばん若くて一九歳。その時清盛は二二歳であるから、両者の結びつきに年齢的な無理はない。そして、密通事件が保安元年を遡れば遡るほど、姉さん女房になる。この女性が重盛の母親だ、という推定には、相当以上の可能性がある。頼長は保安元年五月の生まれであるから、たぶん況の子は頼長の姉にあたるだろう。

（増補改訂）『清盛以前』第六章付論「重盛の母」

（こ）で再度、「落胤」＝「重盛母」という前提で、「年齢表」で確認してみよう。女性は二〇歳で出産と仮定しているのは、前段と同様である。起点は、重盛誕生の保延四（一一三八）年である。

【第三表】		関係者		年齢表	
西暦	事項	重盛母＝落胤	況	忠実	
一〇九八	況誕生				
一一一八	重盛母＝落胤誕生	0	0?	20	40
一一三八	重盛誕生			40?	60
一一四二	重盛母＝落胤死去	24?	44?	64	

仮に「重盛母」が一一三八年に二〇歳で重盛を産んだとすると、彼女自身の誕生は一一一八年となる。その母「況」もそのとき二〇歳と仮定すれば、当時四〇歳で関白であった忠実が密通したことになり、ありがちな状況となってくる。

保安元年宇治に移ってからの忠実に、京都まで密通のために出かける可能性が薄いので、密通はそれ以前であるという高橋氏の主張も一定の説得力を持つ。「年齢表」の検討でも、「落胤」＝「重盛母」の可能性が見て取れた。

ただし、このことは「落胤」が「重盛母」であった可能性が存することを示しただけで、「落胤」が「重盛母」であることを積極的に肯定する根拠にはなり得ない。基章の妻が「況」以外にいれば、その妻が女兒を出産し、それが「重盛母」であるという可能性もある。また、「況」が「重盛母」を産んだとしても、「落胤」の姉妹にあたる別の女兒であった

可能性もある。

高橋氏自身、「落胤」＝「重盛母」について「相当以上の可能性」と当初は留保しながらも、「いつのまにか確定された事実のような論述になり恐縮している」と自分自身で認めておられるようが、少し性急な行論であったようだ。「落胤」＝「重盛母」の可能性（「相当以上」とは言えないが）は確かにあるが、あくまで「可能性」であって「事実」として確定は出来ない。

結論として、「重盛母」である高階基章の女に関しては、忠実の「落胤」女性であるかどうかの検討について、以下のように結論づけられた。

・「落胤」女性が、幼女であった場合は、その母「況」が「重盛母」を産んだという可能性はかなり低くなる。「重盛母」は、「況」とは別の高階基章の妻が産んだ女性であったということになる。

・「落胤」女性が、成人であった場合、その女性が「重盛母」であった可能性は出てくるが、「況」が別の娘（「落胤」の姉妹）を産んでいた場合もあり、そちらが「重盛母」であった可能性もあるので確定は出来ない。

『台記』の記述の「落胤」が幼女か成人女性かで判断が分かれてくる。「往年」「年来」という記述からは、高橋氏の主張のように成人女性であったかのような印象を受ける。一方、成人女性であれば付加されることの多い夫や地位についての記述が無いことは、元木氏の主張のように幼女（ただし五歳以上）であったかの印象を受ける。

以上、結局のところ事実是不明だが、「況」と忠実の密通というワイドショー的な事実のみ大きく印象づくが、現存史料の範囲内では確定できないということになった。

二 平清盛と高階基章女の婚姻

高橋昌明氏は、彼の娘と清盛が結婚したことについて、「白河・鳥羽兩院政期に台頭してきた伊勢平氏の次期棟梁、大中納言の子弟なみの急速な昇叙昇任を続け、重盛誕生時すでに従四位下左兵衛佐であった清盛の妻としては、どうも釣り合いがとれない感じがする」とし、「勢力伸張著しい伊勢平氏が、かなり格下である下級官人の家と通婚した不思議」とまで述べている。そして樋口健太郎氏も「まさにその通りだろう」とこれを認めている。

高階氏は院政期、院近臣として大発展を遂げた一族であったといわれている。基章の養祖父にあたる高階為家は長きにわたって大國の受領をつとめ、初期の白河院政を支えた。つづいて、養父為章も白河院側近の一人で、

為章者白河法皇寵遇之人也、于時因幡守藤原隆時、同為近臣、世語籠臣者、称此二人而已

と、『本朝世紀』康和五（一一〇三）年十二月廿日条にあるように、因幡守藤原隆時と並んで「寵臣」とはこの二人を称するのみ、とまでといわれた。

このような高階氏出身の女を平清盛が妻としたことについて、先行研究は次のように理解している。

角田文衛氏は、清盛が基章女と結婚したのは、院近臣勢力である高階氏への接近を意図したものであるとしている²⁰。

樋口健太郎氏は、

康和五年に為章が、嘉承二（一一〇七）年には為章の後継者と目されたと仲章が相次いで亡くなると、高階氏一族は勢いを失ってしまう。

基章が右近将監でしかなかったという事実は、何よりも基章の時代には一族が衰退していたことを物語る。重盛が誕生した保延四年は、為章の没後三〇年以上経っているのであり、彼らの勢いはすでに過去のものとなっていたと考えられる。このような零落した一族と、飛ぶ鳥を落とす勢いの平氏が関係を結ぼうとしたというのは、やはりどうにも腑に落ちない。

と述べ、高階為章没後三〇年以後の高階氏の勢力は「過去のもの」であり「このような零落した一族」と平清盛の結婚は「どうにも腑に落ちない」と述べている。

1 「飛ぶ鳥を落とす勢い」の一族と「零落した一族」

はたして、為章没後の高階氏は「零落した一族」であり、その一族との結婚は平氏にとって「腑に落ちない」ほど「不思議」なものであったのだろうか？以下、そのことを検証していきたい。

清盛と基章女との婚姻がいつ行われたかは記録にないが、重盛が生まれた保延四（一一三八）年での、清盛と父忠盛、妻の父基章の官位を示してみる。

清盛二〇歳 正五位下、 中務大輔・肥後守
 忠盛四三歳 従四位下 中務大輔を経て美作守
 基章 六位 (藏人・)右近将監

基章については、記録が少なく保延四（一一三八）年当時の記録はない。しかし、保延二年に右近将監に任命され¹⁵、康治元年年末に息子の為泰にその職を譲っている¹⁶ので、孫の重盛誕生時には右近将監であったことは間違いない。また、康治元年の『台記』に「高藏人」とあるので六

位藏人であった。同族高階宗章が「藏人右近将監¹⁹」の地位に就いているので、同様な地位であったものと推測できる。

基章は六位の藏人・右近衛将監までの記録しかなく、五位に上ったかどうか確認できない。しかし、康和四年に高階宗章が「藏人右近将監¹⁹」として「叙爵」（＝従五位下に叙されること）されているので、基章も叙爵される可能性のある家格であった。この時期の高階氏の人々の位階を史料で見てもよい。

長治元年に高階時章は「叙爵¹⁹」されているし、仁安三年に高階信章は「従五位上¹⁹」、保元四年に高階重章は「従五位下¹⁹」に叙されている。さらに、四位にまで上っている例もある。承徳元年に卒去した高階公俊は「正四位下¹⁹」、基章の養父為章も寛治二年に「従四位下¹⁹」と記されている。

つまり清盛と婚姻時の妻の実家高階基章と養父為章の家は、通常五位に達し、状況が利すれば養父為章のように四位にも到達できる家格であった。基章個人は六位の藏人右近衛将監ではあったが、四位や五位の可能性を持った人物であった。その人物の娘と従四位下の平忠盛の息子との婚姻は、むしろ家格的には適当なものであったと考えてよい。

当時の清盛と為章流高階氏が同じ家格であったことは、次に示す史料でも見ることが出来る。

康和四年の上皇還御の勸賞で、為章の長男仲章と清盛の祖父正盛が同時に重任している¹⁷し、久寿二・三年の行幸には為章の孫盛章と清盛自身が同じ陪従として加わっている¹⁸。このことは、つまり、一二世紀初頭から中頃まで、清盛の平氏と、為章・基章の高階氏は同格の家格であったことを示している。高橋氏は「勢力伸張著しい伊勢平氏が、かなり格下である下級官人の家と通婚した不思議」とのべているが、「かなり格下」ではない。また、「飛ぶ鳥を落とす勢い」の平氏が「零落した一族」

と関係を結ぼうとしたということでもない。むしろ、この婚姻当時は、非常に似つかわしい家格の両家であったのである。

私たちは後年の清盛の大躍進を知っているから「伊勢平氏の未来の棟梁には釣りあわない」と思ってしまうが、それ程家の格に差があったわけではない。その後の政治的状況の変化によって生じた違いを、婚姻時にまで遡らせることは出来ない。

2 為章流高階氏の状況

家格が不釣り合いと考えた先行研究は、重盛と高階基章の女との婚姻の理由を他に求めている。まず、角田文衛氏は基章の養父為章が「世に寵臣というはこの二人を称するのみ」と言われた二人の内の一人であることなどから、有力な院の近臣勢力である高階氏との接近を図ったものとされた。

また、樋口健太郎氏は、その結婚が高階為章の没後だと想定されることから、「飛ぶ鳥を落とす勢いの平氏が関係を結ぼうとしたというのは、やはりどうにも腑に落ちない」とされた。そこで、基章の実父と考えられる醍醐源氏源家実の系統に注目した。家実の兄の清実の妻が摂関家藤原忠実の乳母であるなど、摂関家と関わりの深い一族であったことが想定できる。そして、「ここから考えれば、清盛と基章女との結婚についても、院近臣勢力との接近をはかったものというより、摂関家勢力への接近をはかったものとみなすのがより現実的といえる」と結論づけられた。この結婚によって「平氏は摂関家との間に縁を持つことになった」というのである。

これら先行研究の見解を検証するために、まず高階基章の一族について古記録類から検討を試みたい。

基章にとつての養父為章、その父為家については既に研究が多い。樋口氏の指摘どおり、問題となるのは、康和五年為章没後の状況である。為章の死亡について『中右記』康和五(一一〇三)年十二月廿日条に記録に残っているため、そこから検討を始めたい。

此曉丹波守高階為章朝臣卒去、(年四十七云々)為章者為家(高階)朝臣長男也、上皇御時補藏人、給爵之後有殊恩、任越後守、次但馬、加賀、丹波、頼任大国、又息男仲章、宗章、雅章、時章、四人皆補藏人、或又任大国、神祇仏寺封家納官、全以不弁濟、幸之余自迫命歟、

基章の養父為章が院司受領として院と密接な関係があったことが記されている。為章には実子と思われる「仲章、宗章、雅章、時章」という四人の男子があり、すべて藏人や大国受領に任じられているという。

まず、為章の四人の息子について検討していくことにする。

(ア)「高階仲章」＝為章の長男

- 一〇九八『中右記』承德一年八月廿四日「則被補藏人高階仲章」
- 一〇九九『後系師通記』康和元年一月七日「從院左近將監仲章可叙策(爵)」
- 一一〇二『殿曆』康和四年一月三日「從五位上兵衛佐仲章」
- 一一〇二『中右記』康和四年一月三日「但馬守仲章叙從五位上非院司院・殿上人也」
- 一一〇二『中右記』康和四年一月廿七日「右兵衛佐仲章」
- 一一〇二『中右記』康和四年七月廿一日「但馬守仲章・若狭守正盛(已上重任)」

- 一一〇三『殿暦』康和五年八月十九日「春邑権大進仲章」
- 一一〇七『中右記』嘉承二年九月十日

晩頭伯馬守仲章俄以卒去云々、仲章有故為章朝臣長男也、母故晝貞朝臣女也、

士一補侍中、十四任當國、兼右兵衛佐、位正五位下也、内院殿上人也、

受病纒日、年廿一也、依上皇殊不次恩、發過分面目也、

為章の長男仲章は、為章の死去当時は一七歳、但馬守の任にあつたが、実際は父の為章が管理をしていたものと思われる。康和四年に従五位上とあるが、死亡時には正五位下になつていた。父が院から受ける恩によるものだと思われるが、内と院の殿上人にもなつてゐる。おそらく将来を期待されたと思われるが、父の死後四年、二一歳の若さでこの世を去つてゐる。平清盛と基章女（重盛母）の婚姻当時は既に、この世にない。

（イ）「高階宗章」Ⅱ為章の二男

- 一一〇二『中右記』康和四年一月十五日「高階宗章補藏人」
- 一一〇二『中右記』康和四年二月二日「今夜藏人右近将監高階宗章叙爵」
- 一一〇五『中右記』長治二年一月十四日「筑前守宗章不下向任国已在京都」
- 一一〇六『中右記』嘉承元年三月八日「院判官代越中守宗章」
- 一一〇六『中右記』嘉承元年八月十五日「右衛門佐宗章」
- 一一〇八『殿暦』天仁元年十二月十五日「越中守宗章於院御使來」
- 一一一五『殿暦』永久三年二月六日「五位判官代宗章」
- 一一一五『殿暦』永久三年二月十二日「右衛門佐宗章叙四位」

二男宗章は、康和五年の為章死亡の前年には藏人になり、叙爵されて

いた。兄の仲章が父の死亡時に一七歳であつたので、それよりは年少であつた。父の死後も、筑前守・越中守を務めてゐる。一方で、院の判官代であり、院の使いなどとして撰関との連絡の役割などを果たしてゐた。位階も四位にまで上つてゐる。

（ウ）「高階雅章」Ⅱ為章の三男

- 一一〇三『中右記』康和五年一月八日「院藏人高階雅章」
- 一一〇三『中右記』康和五年二月廿八日「藏人高階雅章」
- 一一〇三『中右記』康和五年四月八日「右近将監高階雅章」
- 一一〇八『殿暦』天仁元年一〇月廿一日「五位廿人略雅章」

為章の三男雅章については史料が少なく不明である。右近将監の官職を持ち、内と院の藏人を務め、五位の位階に達するなど、典型的な高階氏の官人の経歴である。

（エ）「高階時章」Ⅱ為章の四男

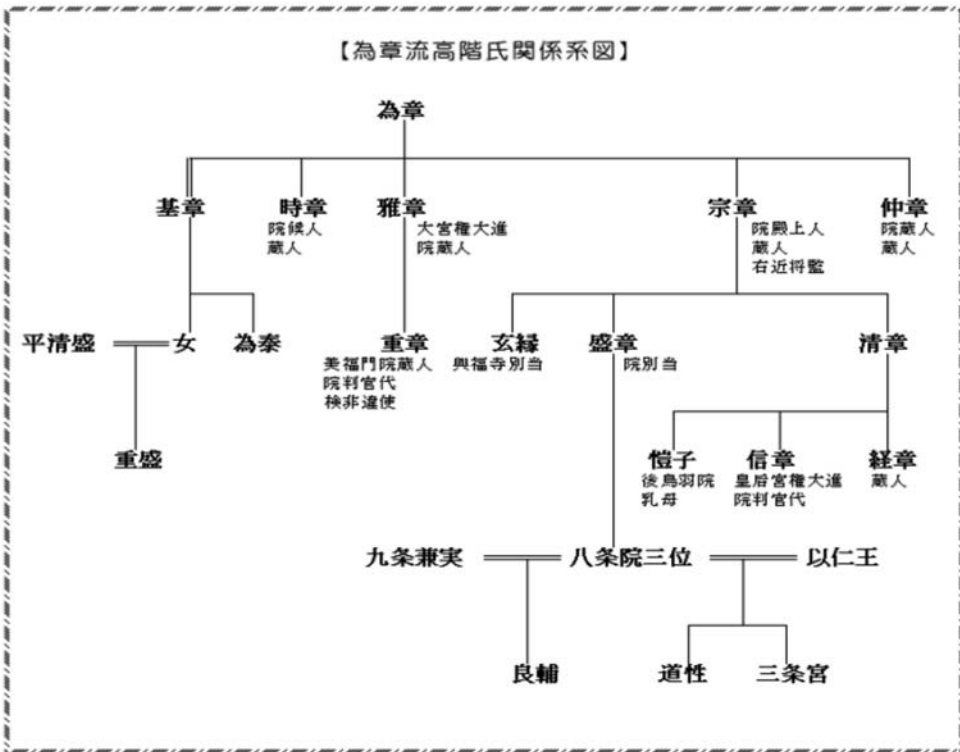
- 一一〇三『殿暦』康和五年十一月十四日「新藏人時章」
- 一一〇四『中右記』長治元年七月九日「左近将監時章藏人」
- 一一〇四『中右記』長治元年八月十八日「能登国 守従五位下高階朝臣時章」
- 一一〇五『中右記』長治二年八月十三日「桑京極能登守時章家」
- 一一一〇『殿暦』天永元年四月十六日「時章院北面祇候者也」
- 一一一三『殿暦』永久元年一月廿四日「能登守候院人也」

為章の四男時章は、康和五年十一月に藏人になっている。父為章の死亡記事に「息男仲章、宗章、雅章、時章、四人皆補藏人」とあるが、時章の場合は直前のことであった。父の死後も院の北面に祇候し、能登守にもなっている。また、父の所有していた二条京極の邸宅（『中右記』康和四年十二月廿一日条）を相続していたところを見ると、父の有力な後継者として院から見なされていたのであろう。

（才）「高階盛章」＝為章の二男宗章の子

- 一一四九『兵範記』久安五年十一月廿五日「陪從四位伊豫守盛章朝臣（略已上殿上人）」
- 一一五二『兵範記』仁平二年九月八日「院司又被補四位伊豫守盛章云々」
- 一一五六『山槐記』久寿三年正月廿七日「尾張守高階盛章」
- 一一五六『山槐記』久寿三年三月一〇日「四位一人、清盛、盛章」
- 一一五六『兵範記』保元元年六月十四日「院別当遠江守盛章朝臣」
- 一一五六『兵範記』保元元年閏九月廿五日「今日遠江守盛章朝臣入滅、日来病惱、」
- 一一八五『玉葉』文治元年九月二〇日「或女房有誕生男子事（八条院女房三位局、盛章朝臣娘、彼院無双之寵臣也、落胤女子甚異様事也、而生男子可悦々々、」

高階為章の二男宗章の息子盛章が記録に名を見せた時、すでにある程度の年齢になっていたと見えて四位にまで上っている。尾張守、院の別当にもなっていて、院との深い関係がうかがえる。また娘の八条院三位は以仁王や九条兼実との間に子をなしている。



(カ)「高階重章」|| 為章の三男雅章の子

- 一一五六『山槐記』久寿三年三月十七日「高階重章(美福門院藏人文章生也)
- 一一五六『兵範記』久寿二年三月十七日「高階重章(故太宮権大進雅章息)」
- 一一五七『兵範記』保元二年二月十二日「藏人大膳亮高階重章」
- 一一五八『兵範記』保元三年正月卅日「左衛門尉高階重章」
- 一一五八『兵範記』保元三年六月廿七日「藏人左衛門尉重章」
- 一一五九『山槐記』保元四年正月七日「從五位下高階重章(院判官代檢非違使也)」
- 一一六八『兵範記』仁安三年十一月十二日「殿下職事重章(泰什除目御装束)
- 一一七九『山槐記』治承三年二月一日「散位重章」

高階為章の三男雅章の子である重章は、美福門院・内の藏人や院判官代を経るなど高階氏の恒例の官途をたどっているが、左衛門尉・檢非違使といった他の高階氏には見られない官職にも任じられている。内や院との関係だけでなく、撰閲家のも務められている

(キ)「高階経章」|| 為章の二男宗章の孫

- 一一五五『兵範記』久寿三年九月廿三日「藏人高階経章(散位清章朝臣男)」
- 一一五八『兵範記』保元三年一月三日「左近将監高階経章」
- 一一五八『兵範記』保元三年十一月八日「藏人左近将監高階経章」
- 一一五八『兵範記』保元三年十一月十七日「高階経章(藏人、左近将監)」

高階為章の二男宗章の子の清章の子である経章は、藏人・左近将監といった高階氏の一般的な官職に就いていた記事が見える。院や撰閲家の特別な関係を示す記述は、現時点では見当たらない。

(ク)「高階信章」|| 為章の二男宗章の孫?

- 一一六一『山槐記』永暦二年四月一日「皇后宮大権進高階信章」
- 一一五三『兵範記』仁平三年七月五日「散位頼実、同信章」
- 一一五六『兵範記』久寿三年三月七日「散位公長、信章、能章、已上殿上人」
- 一一六七『兵範記』仁安二年四月十一日「皇后宮大進信章」
- 一一六八『玉葉』仁安三年三月一日
- 撰政与信章乘逢之間、信章称空重之由不下、被破事、遂下逐電了云々、
- 一一六八『兵範記』仁安三年三月廿三日「從五位上高階信章(臨時)」
- 一一六八『兵範記』仁安三年八月四日「高階信章(判官代)」
- 一一六八『兵範記』仁安三年八月十二日「周防守高階信章」
- 一一七〇『玉葉』嘉応二年七月廿二日

今日於院中、中務大輔経家与周防守信章、有口論、事及非常、信章取経家之烏帽子云々、兩人共除籍、但信章依過急殊重之故也、此事之起、去夏之比、於西八条泉上皇有御遊会、如例於御前、各戲遊之間、自然経家撥落信章之烏帽子云々、凡濫觸不善之事、其終如此、今日之闘諍御所之傍云々、

- 一一八一『玉葉』治承五年三月六日
- 伊与守信章(院御人)、可知行備前之由、有御氣色、然而重衡可国務、仍如元、可知食伊与之由、前大将令申云々、

同じく高階為章の二男宗章の子の清章の子であると想定されている信章は、皇后宮大進や院の殿上人として、有力であったらしい。それが、表に出やすかったらしく、仁安三年には撰政藤原基房と「乗逢」事件をおこしているし、嘉応二年には藤原経家と闘乱を起こしている。信章が、明らかに家格の差がある基房や経家と一歩も引かない態度で対応できているのは、院判官代として院の権威を借りてのことであろう。逆に言え

ば、それだけ院の信頼が大きかったといことである。

以上、平重盛の母方の高階氏の人々の経歴を追える限り明らかにしてきた。内や女院の殿上人、撰閑家の職事などの地位に就いていたものもいるが、やはり目に付くのは院との関係の深さである。

今回取り上げた人物の内、仲章は「依上皇殊不次恩、発過分面目」、宗章は「五位判官代」、雅章は「院蔵人」、時章は「院北面祇候者」、盛章は「院別当」、重章・信章は「院判官代」といずれも共通して院との深いつながりをうかがうことが出来る。経章だけは、院との関係を示す史料が見られなかったが、一族の他の人々の経歴を見ると、おそらくは院との関係は持っていたのではないかと思われる。これに比して、撰閑家との関係を示す資料は少ない。もちろん重章が「殿下職事」になっていたり、基章について頼長が「先年在余許」と記しているように関係がないわけではないが、院との関係を示す記事の方が圧倒的に多い。やはり、これが高階為章流の人々の立ち位置を端的に示していると言つて良

また、この両家の婚姻を、「平氏が院の近臣と接近することによって自己の勢力の拡大をはかった」とか「この背景に平氏と撰閑家との結びつきがあった」などと語られる。もちろんそのような側面があったことは否定しないが、家格的にふさわしい院近臣同士による婚姻とみるのが自然であろう。もちろん、彼等が勝手に婚姻関係を結ぶことができたとは思えないので、その背後にはこのような婚姻の積み重ねによって自己の近臣層の濃密な集結を望み、そのような婚姻を承認している院の意向があったはずである。

おわりに

以上、平重盛の生母高階基章の女に関わる二つの問題について検討を加えてきた。藤原忠実の「落胤」かどうかという問題については、落胤だとも非落胤だとも確定することは出来なかった。現時点では、どちらかに確定することは、学問的には無理である。また、飛躍する平氏の平清盛が、没落しつつある高階氏の女性と結婚したと捉え、そこに平氏側の何らかの政治的意図を汲みとろうとすることが先行研究の基本姿勢であったが、そもそもその図式でこの結婚を捉えることの誤りを指摘した。この婚姻当時、清盛の平氏と基章女の高階氏は、院の近臣層としてほぼ同格であり、「不思議」な結婚ではなく、むしろ当時としては当たり前の婚姻であった。もちろん、このような貴族社会においての婚姻は、双方にそれぞれの政治的思惑はあったであろうし、近臣層同士の婚姻によって自己の基盤強化を図る院の意向も働いていたことは当然である。ただし、従来のように平氏を上に見て、いわゆる上から目線でこの婚姻を理解しようとするとは誤解を招きやすいということは指摘しておきたい。

註

- (1) 拙著『物語がつくった驕れる平家』（日記で読む日本史12）
- (2) 『江次第抄』に「得選者御厨子所女官也、於采女中選其人、故得其名」とある。
- (3) 高橋昌明氏（増補改訂）『清盛以前』第六章付論「重盛の母」。
- 以下、特に断らない限り高橋氏の所論はこれに拠る。
- (4) 『中右記』保安元年十一月十二日条
- (5) 元木泰雄氏、人物叢書『藤原忠実』。以下、特に断らない限り元木

氏の所論はこれに拠る。

(6) 樋口健太郎氏『「平家物語」を生きた女性たち』六「高階基章女」。
以下、特に断らない限り樋口氏の所論はこれに拠る。

(7) 角田文衛氏『王朝の映像』「平重盛の生母」。以下、特に断らない
限り角田氏の所論はこれに拠る。

(8) 『中右記』保延二(一一三六)年正月廿七日条

(9) 『本朝世紀』康治元(一一四二)十二月廿一日条

(10)・(11) 『中右記』康和四(一一〇二)年二月二日条

(12) 『中右記』長治元(一一〇四)年八月十三日条

(13) 『兵範記』仁安三(一一六八)年三月廿三日条

(14) 『山槐記』保元四(一一五九)年正月七日条

(15) 『中右記』承德元(一一〇九七)年閏正月十六日条

(16) 『中右記』寛治二(一一〇八)年正月十九日条

(17) 『中右記』康和四(一一〇二)年七月廿一日条

(18) 『兵範記』久寿二(一一五五)年三月廿三日条に「加陪従、伊豫守盛章
朝臣、安藝守清盛朝臣」とあり、同記久寿三(一一五六)年三月十日条
に「四位陪従安藝守清盛朝臣、尾張守盛章朝臣」とある。

執筆者紹介

下向井龍彦

一九五二年生 広島大学名誉教授
広島大学大学院文学研究科博士課程修了

曾我良成

一九五五年生 名古屋学院大学国際文化学部教授
広島大学大学院文学研究科博士課程修了

鳥谷智文

一九六八年生 松江工業高等専門学校教授
広島大学大学院文学研究科博士課程後期修了

渡邊 誠

一九七七年生 広島大学大学院人間社会科学部研究科准教授
広島大学大学院文学研究科博士課程後期修了

.....
本誌の編集が下向井さんから渡邊さんに引き継がれるとのこと。今ま
でのご苦勞を思うと頭の下がる思いです。また、継承される渡邊氏にも
敬意を表したいと思います。学舎も千田から東広島に移り、教授陣も全
員私の後輩になってしまいました。広島大学は私の研究者としての基
礎を築いてくれた大切な母校です。史料を基礎とする広島大学日本史の
学風が、次世代に継承されていくことを心から願います。(曾我記)